

## 学 則

①商号又は名称	株式会社S I M
②研修事業の名称	株式会社S I M ずっとケアスクールW i t h Y O U 同行援護従業者養成研修
③研修の種類	「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第538号)に基づく同行援護従業者養成研修
④研修課程	一般課程 ・ 応用課程 (実施する課程に○)
⑤事業者指定番号	74
⑥開講の目的	一般課程は視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に対して外出時に、当該障がい者等と同行して移動に必要な情報を提供するとともに移動の擁護、排泄及び食事等の介護その他外出の際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得すること 応用課程は一般課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の視覚障がい者(児)の障がい及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等を習得すること
⑦講義・演習室 (住所も記載)	<京橋校> 講義：大阪市都島区東野田町1-21-7 富士林プラザ10番館501 演習：大阪市都島区東野田町1-21-7 富士林プラザ10番館501
⑧講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表(別添2-2)を参照。
⑨使用テキスト	「同行援護従業者養成研修テキスト」中央法規出版
⑩受講資格	同行援護サービスに従事しようとする者及び現に従事する者。ただし応用課程については、一般課程を修了した者とする。
⑪広告の方法	ダイレクトメール、新聞折込みチラシ、スクール情報サイト及び自社のホームページにおいて行う。
⑫情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス： <a href="http://withyou-sim.com">http://withyou-sim.com</a>
⑬受講手続き及び本人確認の方法(応募者多数の場合の対応方法を含む)	所定の申込み用紙に必要事項を記入のうえ、当社へ持参、郵送またはHPにて申込みものとする。※未成年者の場合は法定代理人の同意書が必要 インターネット申込の場合は、弊社から電話連絡にて申込の確認を行う。受講料の支払い確認にて受講決定とする。 なお、本人確認については、受講申し込み時または初回受講時、本人確認は、下記いずれかにより行うものとする ①戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票、②住民基台帳カード、③在留カード等、④健康保険証、⑤運転免許証、⑥パスポート、⑦年金手帳、⑧運転免許証以外の国家資格を有する者についてはその免許証または登録証 応募者が定員を超える場合は申込順とする。

⑭受講料及び受講料 支払方法	21,600 円（テキスト代、消費税含む） 受講決定後、指定期日までに当社の指定口座へ振込み ※振込手数料は受講生負担 受講時の交通費、宿泊費、外食代は上記授業料には含まない
⑮解約条件及び返金の有無	<p>&lt;受講者からの解約&gt;</p> <p>開講日の前日までは、納入された受講料の全額を返金、研修開始後の自己都合によるキャンセルの場合は原則として受講料の返金はしない</p> <p>&lt;事業者からの解約&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修秩序を乱し、他の受講生に悪影響を及ぼす者と判断したとき</li> <li>・学習意欲に欠け、終了の見込みがないと認められるとき</li> <li>・当社の都合により研修を中止した場合、受講料を全額返還する</li> </ul>
⑯受講者の個人情報の取扱	<p>個人情報保護規程策定の有無 <input checked="" type="checkbox"/>有・無</p> <p>個人情報に関する法律及びその他の関係法令を遵守し、適正な取扱いと安全管理に努め、取得した個人情報は、連絡および受講業務に必要な範囲でのみ利用する。法令に基づき開示または提出を命じられた場合を除き、第三者に開示等をしない</p> <p>なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される</p>
⑰研修修了の認定方法	<p>認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。</p> <p>研修の修了年限：3ヶ月</p>
⑱補講の方法及び取扱	<p>補講の方法：補講は科目単位で実施する</p> <p>同時期に開講している別の研修の講義・演習で再受講</p> <p>講義(科目「(6)障がい者の人権」を除く。)に限り、1,200字以上のレポート提出をもって出席とみなすことができる。</p> <p>補講に要する費用：無料</p>
⑲課程免除の取扱	<p>次に掲げる者が研修を受講する場合は、受講者の希望により、一般課程の受講を免除する。</p> <p>①平成2年度から平成8年度まで大阪府が実施した「ガイドヘルパー養成研修」②「ガイドヘルパー養成研修実施要綱（平成9年5月23日付け障障第90号）」に基づき実施したガイドヘルパー養成研修（視覚障がい者課程）</p> <p>③廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号）」第3号の規定に基づき実施した視覚障がい者移動介護従業者養成研修</p> <p>④廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年3月31日厚生労働省告示第209号）」第3号の規定に基づき実施した視覚障がい者外出介護従業者養成研修</p> <p>⑤大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づき実施した大阪府移動支援従業者養成研修（視覚障がい課程）</p> <p>⑥大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修</p> <p>免除要件の確認は、受講者から各研修の修了証明書の原本を確認のうえ、その写しの提出が必要</p>
⑳受講中の事故等についての対応	<p>授業中の事故は自己責任とする</p> <p>（明らかに当校の過失と判断できる場合を除く）</p>

②①研修責任者名、所属名及び役職	氏名：重松 和孝 所属名：スクール事業本部 役職：代表取締役
②②課程編成責任者名、所属名及び役職	氏名：重松 和孝 所属名：スクール事業本部 役職：代表取締役
②③苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：藪中 喜章 所属名：スクール事業本部 役職：事業本部長 連絡先：06-6585-0961
②④研修事務担当者名、所属名及び連絡先	氏名：藪中 喜章 所属名：スクール事業本部 連絡先：06-6585-0961
②⑤修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：無料
②⑥その他必要な事項	遅参の取り扱い：原則として授業開始前に出席が確認できなかった場合は欠席とする。その際、当事業所が設定する日程において補習を受けなければならない。 退校処分の取り扱い：以下の場合は退校処分を行うことがある (1) 当社への事前連絡なく支払期日までに受講料が支払われていない場合 (2) 講師の指示に従わず、授業を妨害した場合、また講師や受講生に対し暴力行為やセクシャルハラスメント等があった場合 (3) 遅刻や欠席がたびたびある受講生。遅刻、欠席時、事務局に事前連絡のない受講生 (4) 教室内にて物品購入の勧誘及び政治・宗教活動を行った場合 (5) 病気、怪我、妊娠等で、受講の継続が困難と判断された受講生

※1 大阪府からのお知らせ	大阪府同行援護従業者養成研修事業実施要領第2の2（1）より抜粋 【内容及び手続きの説明及び同意】 事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。
---------------	---

※2 研修事業者の指定担当	大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 事業者育成グループ 電話：06-6944-9165 ホームページ： <a href="http://www.pref.osaka.jp/chiikifukushi/">http://www.pref.osaka.jp/chiikifukushi/</a>
---------------	--